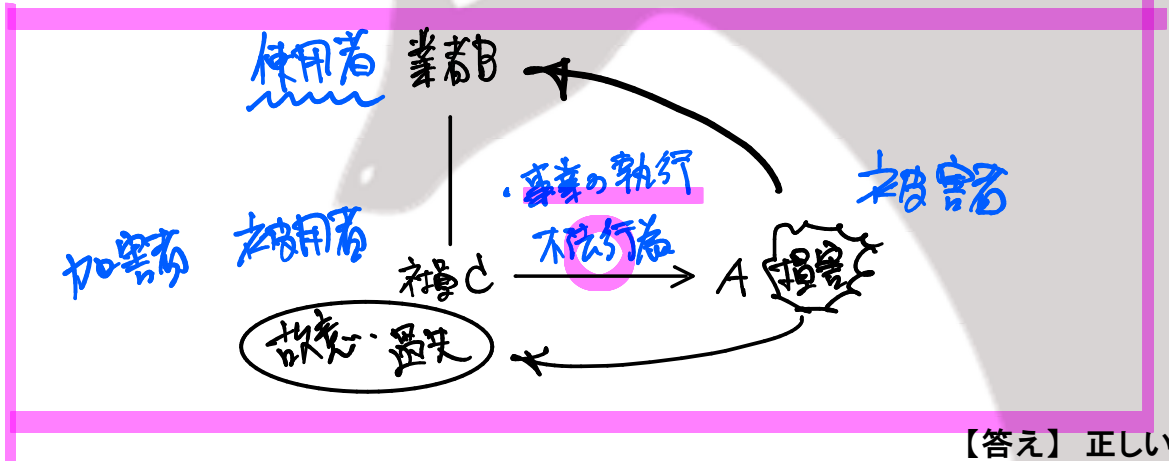


不法行為 使用者責任 宅建 H06-07-1 《#547》

【問】 正誤をつけよ。(民法の規定及び判例により)

Aは、宅地建物取引業者Bに媒介を依頼して、土地を買ったが、Bの社員Cの虚偽の説明によって、損害を受けた。Aは、Cの不法行為責任が成立しなければ、Bに対して損害の賠償を求めることはできない。



【答え】 正しい

《ポイント》 使用者の責任 【宅建★基本頻出】

★宅建で訊かれる要件

1 被用者が不法行為の一般的成立要件を備えていること

⇒ 被用者(従業員)に一般的不法行為が成立しなければ、使用者(会社)に使用者責任を追及できない

2 被用者による加害が「事業の執行について」なされること